

屋外整備業務特記仕様書

(令和5年度契約分)

この業務は、委託業務共通仕様書に基づくほか、この特記仕様書により実施するものとする。

なお、この仕様書は業務の大要を示すものであり、記載のない細部の事項及び解釈に疑義が生じた事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする

1 委託業務の場所

- (1) 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地2
埼玉県立精神医療センター
- (2) 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地
埼玉県立精神医療センター医師公舎・看護宿舎

2 委託業務の範囲

別紙図面のとおり

3 基本的留意事項

- (1) 作業に当たっては、外来患者、来所者等に危険のないよう、また施設や車両を損傷することのないよう十分注意して行う。
- (2) 各作業は、対象植物の特性、活力及び環境条件などを勘案し、生き物としての植物に対する細心の注意と愛情をもって行い、天候、育成状況等を考慮し、最大の効果が期待できるよう協議の上進める。
- (3) 農薬取締法等の関係法令を遵守するとともに、「埼玉県における化学物質の内分泌かく乱作用に関する取組方針」及び「埼玉県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針」に則り、環境・人体への化学物質の影響を極力抑えるよう配慮する。

4 委託業務の内容

受託者は、埼玉県立精神医療センターの植木及び芝生の保護と構内及び医師公舎・看護宿舎周辺の景観を保持するため、次の委託業務を実施するものとする。

なお、数量については、別表「仕様書」（個表）に示すとおりとする。

(1) 高木の剪定（年1回）

敷地内の植木の整姿剪定を実施する。

植栽木は規格形にする必要のある場合を除き、自然形仕立てとし、不定芽の発生原因となる「ブツ切り」などは原則として行わないものとする。

剪定すべき枝の例は次のとおりとする。

- ・枯れ枝、生長の止まった弱小の枝
- ・著しく病害虫に侵されている枝
- ・折損によって危険をきたす恐れのある枝

- ・通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝
- ・樹冠、樹形、生育上不必要的枝

また、林地を含む敷地内の枯損木については地際での伐採を行う。

なお、刈り取った枝、伐採した樹木等は搬出処分する。

(2) 生垣の剪定（年1回）

垣根の刈り込み剪定をする。

なお、刈り取った枝は搬出処分する。

(3) 低木の剪定（年1回）

寄せ植え、玉物の剪定を行う。

枝の密生した場所は中すかしを行い、各樹種の生育状況に応じ、刈地原形を十分考慮し、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら丸みをつけて刈込む。

裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。

なお、刈り取った枝は搬出処分する。

(4) 芝生地・グラウンド等の管理

ア 芝刈（年3回）

芝生地の景観保持のため、芝刈りを実施する。

なお、刈り取った芝は搬出処分する。

イ グラウンドの除草（年4回）

埼玉県立精神医療センターが実施する行事や非常時の避難等に支障が生じないよう、グラウンドの除草を行う。

なお、刈り取った雑草等は搬出処分する。

ウ 植込み・中庭等の除草（年4回）

植木の保護と緑地の景観保持のため、植込内に繁茂する雑草の除草作業を実施する。

なお、刈り取った雑草等は搬出処分するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

(5) 施肥（年1回）

寄せ植えにおいて、輪肥、車肥、壺肥等の方法により、各樹木の特性に応じて最も効果が期待できる施肥を実施する。

また、芝生地にも適正な施肥を行う。

(6) 花壇の管理（年4回）

本館中庭にあるプランター8基に、四季の花を植える。

(7) 院内巡視（年6回）

構内（医師公舎・看護宿舎を含む）及び外周の巡視を定期的に行い、小枝の剪定や目立つ雑草の除去を行う。

また、病害虫の発生状況を調査し、大量に発生が確認された場合には、適切な方法により駆除を行う。

5 実施計画及び業務報告

(1) 実施計画

受託者は、契約後速やかに契約期間全体の実施計画を策定し、書面により委託者に通知するものとする。

また、各作業の1週間前を目安に委託者に告知するものとする。

(2) 記録及び報告

各作業の状況を写真に記録するとともに、委託業務が終了したときは、業務報告書を委託者に提出するものとする。

6 臨機の措置

委託者は、委託業務を実施する上で必要と認められる場合は、受託者と協議の上、実施計画書の作業繰り上げ又は延長等所要の措置を求めることができる。

また、緊急時の受託者の要請には迅速に対処し、その作業に要する措置についても上記と同様とする。

7 守秘義務

委託業務従事者は、職務上知り得た秘密については、他に漏らしてはならない。

8 負担区分

(1) 委託業務の遂行に必要な水道等の使用料金は、委託者の負担とする。

(2) 委託業務の遂行に必要な器具及び薬品等については、受託者の負担とする。